

世界・国・東京都のそれぞれの環境をとりまく状況

目 次

ア. 総合環境政策.....	1
イ. 気候変動対策.....	4
ウ. 資源循環対策.....	9
エ. 自然共生・生物多様性の確保.....	13
オ. 生活環境の保全・環境リスク管理.....	16
カ. 環境教育・環境学習.....	16

ア. 総合環境政策

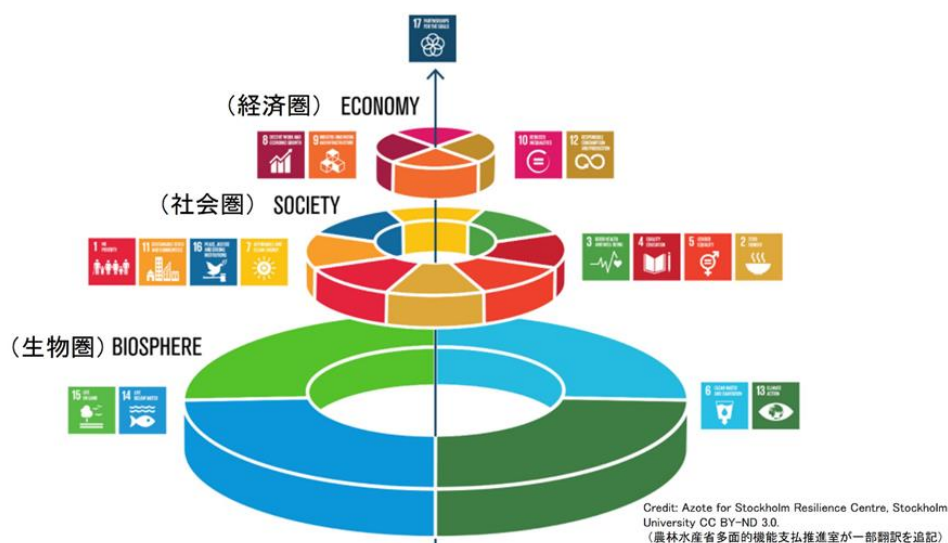
(ア) 環境総合政策についての国際的な動向

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられている。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市など多様な主体が連携して行動することが求められるもの。

SDGs の 17 のゴール（目標）は相互に関係しており、その相互関係性を示す SDGs ウェディングケーキモデルでは、SDGs の目標 17『パートナーシップで目標を達成しよう』をケーキの頂点として、3 つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されている。「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられている。



図：The SDGs wedding cake
(SDGs ウェディングケーキモデル)

図 SDGs ウェディングケーキモデル

出典：農林水産省

つまりは、持続可能な「経済圏」「社会圏」を支えるためには、その土台となる「生物圏」のそれぞれの目標の達成があってこそ成り立つということが示されている。

令和 5（2023）年 9 月に実施された「SDG サミット 2023」では、SDGs のターゲットのうち、進捗が順調なものは約 15%に過ぎず、半分近くは不十分、約 30%は停滞・後退しており、2030 年までの SDGs 達成に向けた国際社会の歩みが危機的状況にある旨強調された。同サミットで採択された「SDG サミット政治宣言 2023」では、SDGs 達成に向けて取組を加速化していくことを各国首脳等の間で確認されている。

（イ）環境総合政策についての国内の動向

●第六次環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づくすべての環境分野を統合する最上位の計画として、国の第六次環境基本計画が、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された。

人類の活動は、人間が安全に活動できる環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を越えつつあり、地球が直面している「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」の 3 つの環境危機に対し、統合的・相乗的な対策を講じて持続可能な社会を実現することが必要とされている。

本計画の最上位の目的として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられた。これは、環境収容力を守り環境の質を向上させることで、経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会である「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）の構築を目指すものである。



第六次環境基本計画の6つの重点戦略

出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

その基盤として、ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることや、無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等が方針として示され、『科学に基づく取組のスピードとスケールの確保』、『ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー』、『政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化』、『「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装』の4つの政策展開の方向性が示された。

これらの基本的な方向性を踏まえ、経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際の6分野にわたる重点戦略と、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理など個別環境政策の重点的施策、環境保全施策の体系等が示されている。

（ウ）環境総合政策についての東京都の動向

●東京都環境基本計画

2050年までに自然と共生し、豊かで持続可能な都市「ゼロエミッション東京」の実現を目指して、令和4（2022）年9月に東京都環境基本計画が改定された。

新たな計画では、3+1の「戦略」が掲げられ、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組である戦略1～3に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組である戦略0「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」を即座に展開していくとしている。

2030年までのCO₂排出量半減（カーボンハーフ）（平成12（2000）年比）のほか、2030年までに家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量40%削減（平成29（2017）年度比）、食品ロス発生量を半減（平成12（2000）年度比）、一般廃棄物のリサイクル率を37%にする等の目標が掲げられている。

環境基本計画で掲げる目指す都市の姿と主な2030年目標

<目指す都市の姿>

「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な
未来を拓く**グリーンでレジリエントな世界都市・東京**
を目指していく

<主な2030年目標>

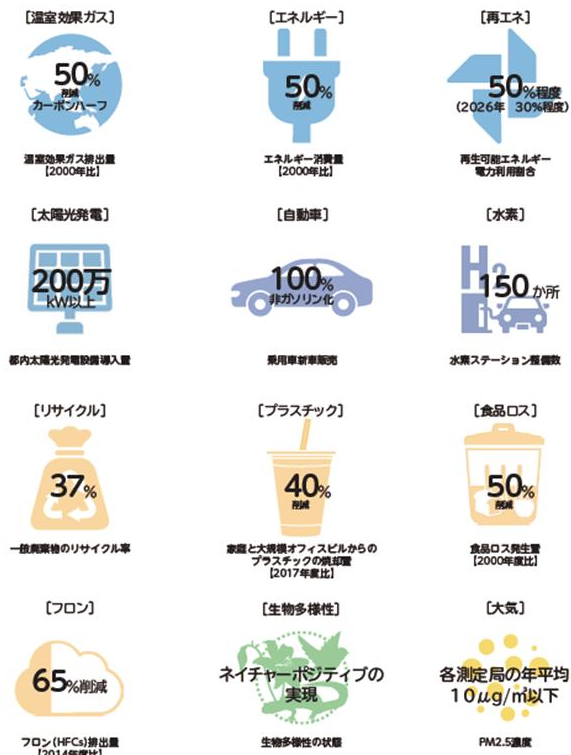


図 東京都環境基本計画の目標等

出典：東京都環境基本計画（概要版）

イ. 気候変動対策

(ア) 気候変動対策についての国際的な動向

●パリ協定・グラスゴー気候合意

平成 27 (2015) 年 12 月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」では、令和 2 (2020) 年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成 28 (2016) 年 11 月に発効、令和 2 (2020) 年より実施段階に入っている。「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロにすること」などを決定し、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することとなっている。

平成 30 (2018) 年の IPCC (気候変動に関する政府間パネル) による「1.5℃特別報告書」を踏まえ、令和 32 (2050) 年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、令和 3 (2021) 年 10 月、11 月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、2℃目標からより高い目標の 1.5℃目標の達成に向けて、世界全体の二酸化炭素排出量を 2030 年までに 2010 年比で 45%削減すること、今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意された。

●グローバル・ストックテイク (GST) と次期 NDC (国が決定する貢献)

「グローバル・ストックテイク (GST)」は、パリ協定に基づき、目標達成に向けた世界全体の気候変動対策の進捗状況を 5 年ごとに評価するもの。

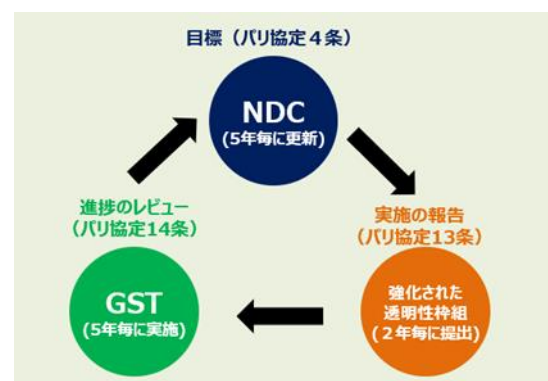
令和 3 (2021) 年 11 月から情報収集が開始され、複数回の技術対話を経て、令和 5 (2023) 年 11 月から 12 月にかけて開催された「国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28)」において初めて実施された。

採択された決定文書では、「世界の気温上昇を 1.5 度に抑える」という目標まで隔たりがある (オントラックではない) ことと 1.5 度目標に向けて行動と支援が必要であることが強調されるとともに、目標達成のためには、2025 年までに GHG 排出をピークアウトさせ、2030 年までに 43%、2035 年までに 60%を排出削減する必要性が認識された。

また、「2030 年までに再生可能エネルギーの発電容量を世界全体で 3 倍、省エネ改善率を世界平均で 2 倍にすること」など具体的な内容も明記された。

各国は、気候変動対策として自主的に設定する温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組みの計画である「NDC (国が決定する貢献)」を作成し、5 年ごとに更新することが義務付けられている。各国は「グローバル・ストックテイク (GST)」の結果を踏まえ、2035 年目標を含めた次期 NDC を提出することとなっており、日本は、令和 7 (2025) 年 2 月に 2035 年までに 2013 年度比 60%削減、2040 年までに 73%削減を目指す目標を提出した。

図 パリ協定における
グローバル・ストックテイクの位置づけ
出典：資源エネルギー庁資料



(イ) 気候変動対策についての国内の動向

●2050 年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

令和 2 (2020) 年 10 月、日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、これを受け、令和 3 (2021) 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）が改正された。改正法では、『2050 年までの脱炭素社会の実現』が基本理念として位置付けられるとともに、地域脱炭素化促進事業制度等が新たに定められた。同年「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）」を目標とし、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられた。また、令和 6 (2024) 年の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジットの発行や地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められた。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の責務を踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えており、令和 6 (2024) 年 9 月 30 日現在、1,122 自治体（46 都道府県、624 市、22 特別区、372 町、58 村）がゼロカーボンシティを表明している。

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正

2050 年カーボンニュートラルの実現にあたり、日本のエネルギー消費量の約 3 割を占める建築物分野の取組強化が急務であることから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的に、令和 4 (2022) 年に建築物省エネ法が改正された。

主な改正として、住宅を含む全ての新築の建築物に省エネ適合基準が義務付けられることとなり、令和 7 (2025) 年 4 月に全面施行された。

また、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設され、令和 6 (2024) 年 4 月に施行された。これは、市町村が太陽光パネル等の再エネ設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、行政区域全体、または一定の街区等を促進区域として設定し、促進計画を作成することができるというものである。促進計画を策定し、条例を定めることで、再生可能エネルギーを導入する効果等について建築士による説明義務が発生するとともに、高さ制限、容積率制限、建蔽率制限など形態規制の合理化のための特例許可が受けられることとなる。

市は、令和 6 (2024) 年 1 2 月に促進計画を策定し、市全域を促進区域として設定し、令和 7 年 4 月から制度を導入した。

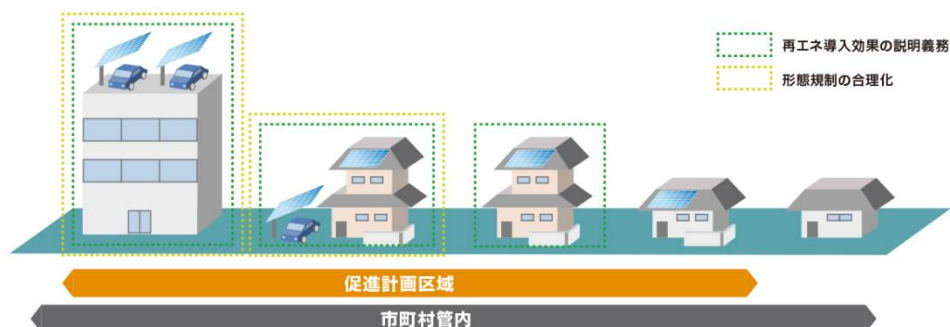


図 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

資料：建築物再生可能エネルギー利用促進区域（建築物再エネ促進区域）について（国土交通省）

●GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた法整備・戦略策定

エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、令和5（2023）年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年5月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）・「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法）が成立した。これにより、「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化された。

これらの政策実行に向けて、同年7月に、中小企業や住宅の省エネ強化、再エネの主力電源化に向けた次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化等の取組の推進と、脱炭素技術に関する民間企業の産業競争力強化を後押しする「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現を目指す「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）が閣議決定された。令和7（2025）年2月には、エネルギー、GX産業立地、GX産業構造、GX市場創造を総合的に検討し、より長期的視点からGX推進戦略を改訂し、「GX2040ビジョン」が閣議決定された。

●気候変動適応法と気候変動適応計画

平成30（2018）年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備された。地方公共団体には、「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務として位置づけられている。

平成30（2018）年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業・森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされている。令和3（2021）年11月には計画が改定され、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIの設定、各施策及び計画全体を推進する観点からの進捗管理が実施されることとなった。

また、人命や健康を守る観点からの熱中症対策強化のため、令和5（2023）年4月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症特別警戒アラートが創設されるとともに、市町村は指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、同アラートが発表された際に開放することなどが定められた。

●エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の改定

令和7年2月に、2040年やその先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめた第7次エネルギー基本計画が閣議決定された。また、温室効果ガス排出抑制等に関する目標や国・地方公共団体が講ずべき施策等について定めた地球温暖化対策計画が改定された。

「GX2040ビジョン」を合わせた3つの計画は、エネルギー安定供給、脱炭素、経済成長の同時実現を目指し、一体で活用するべく同時期に策定されている。

(ウ) 気候変動対策についての東京都の動向

●ゼロエミッション東京戦略・ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

パリ協定をふまえ、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、令和 32 (2050) 年までに「ゼロエミッション東京」を実現するための脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」が令和元 (2019) 年に策定された。戦略Ⅰのエネルギーセクターでは、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化と水素エネルギーの普及拡大が、戦略Ⅱの都市インフラセクターでは、ゼロエミッションビルの拡大とゼロエミッションビークル (ZEV) の普及促進が掲げられている。

令和 2 (2020) 年 10 月の国の 2050 年カーボンニュートラル宣言を受け、令和 3 (2021) 年 1 月に、東京都は、平成 12 (2000) 年比で、令和 12 (2030) 年までに温室効果ガスを 50%削減する「カーボンハーフ」を表明した。カーボンハーフの表明を受け、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が令和 3 (2021) 年 3 月に策定された。

令和 4 (2022) 年 2 月には、「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速」が策定され、行動の加速を促す新たな部門別目標 (案) のほか、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門直ちに加速・強化する主な取組が示された。

令和 7 (2025) 年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」が策定され、令和 12 (2030) 年までのカーボンハーフの目標に加え、令和 17 (2035) 年までに温室効果ガスを 60%以上削減する新たな目標が定められた。

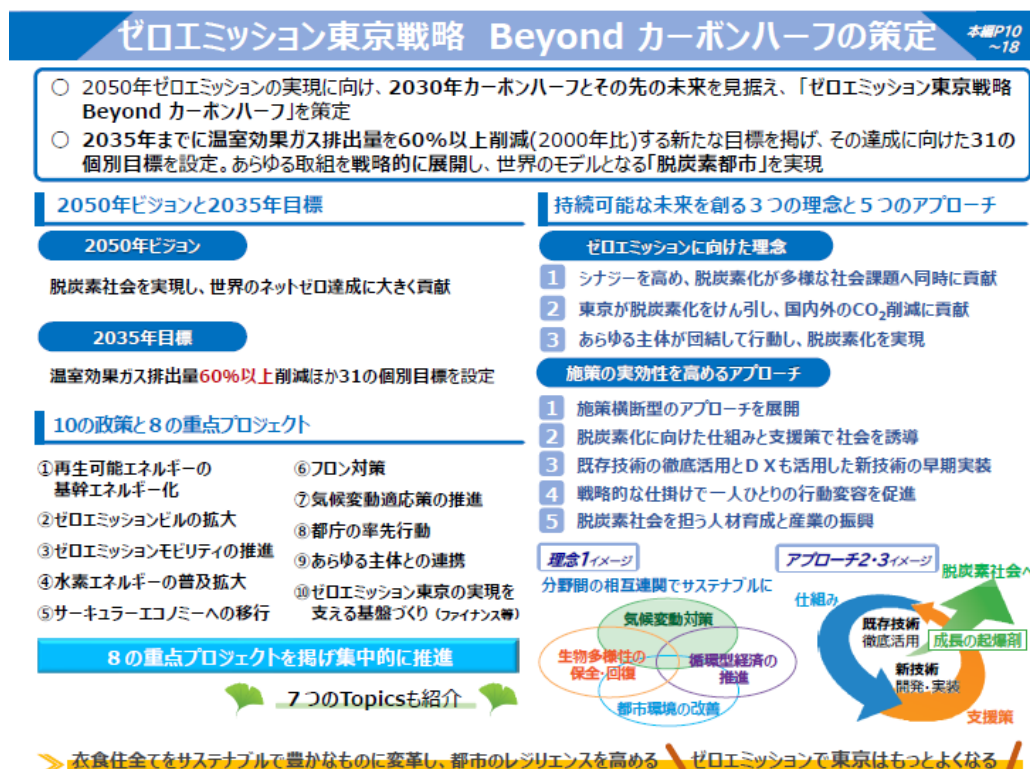


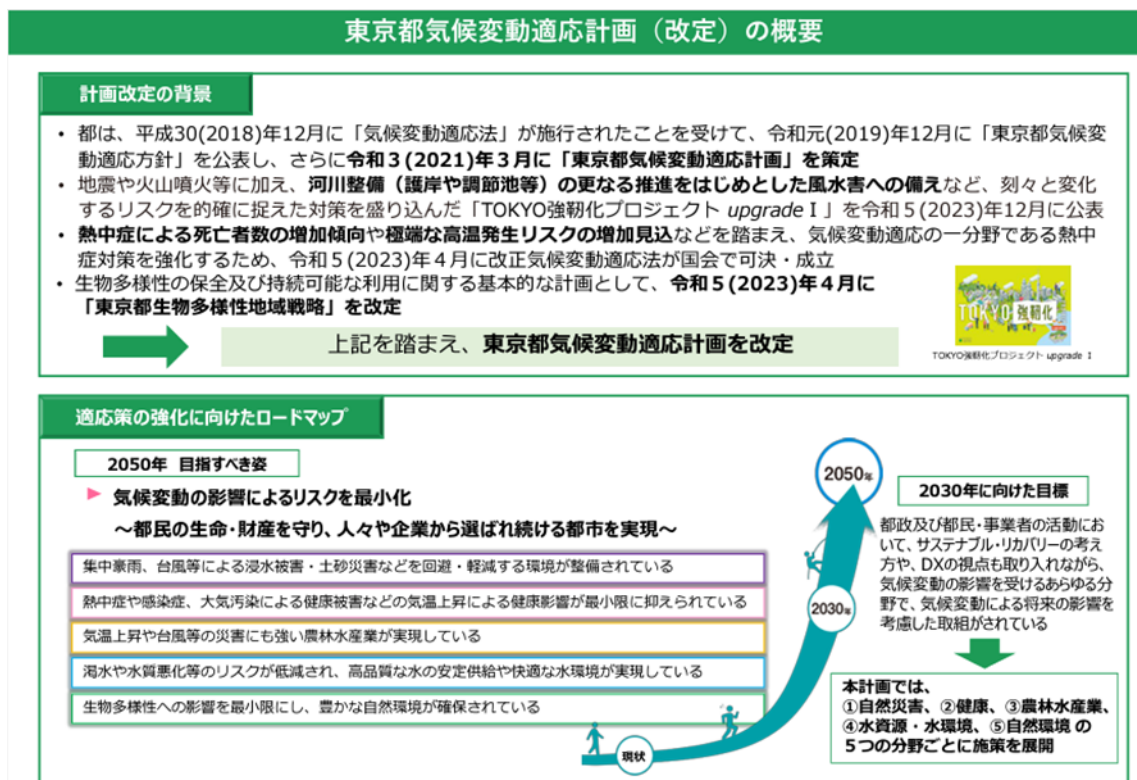
図 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフの概要

出典：ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ (東京都環境局)

●東京都気候変動適応計画

東京都では、令和元（2019）年12月に東京都気候変動適応方針で示された考え方に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進などの視点も取り入れながら、持続可能な回復を目指す「サステナブル・リカバリー」の考え方に立って、令和3（2021）年3月に「東京都気候変動適応計画」が策定された。その後、令和5（2023）年4月に改正された「気候変動適応法」や、令和5（2023）年4月に改定した「東京都生物多様性地域戦略」を踏まえ、令和6（2024）年3月に本計画が改定された。

適応に関する基本的な考え方として、「都施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む」、「科学的知見に基づく気候変動適応の推進」、「区市町村と連携し、地域の取組を支援」、「リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進」、「C40などと国際協力を推進し、都市間連携を加速」の5つを掲げており、「自然災害」、「健康」、「農林水産業」、「水資源・水環境」、「自然環境」の5つの項目について気候変動による影響と今後の主な取組を取りまとめている。



資料：気候変動適応策（東京都環境局）

●TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I

東京都では、2040 年代に目指す強靱化された姿の実現に向け、東京に迫る5つの危機への対策として「TOKYO 強靱化プロジェクト」を立ち上げている。さらに令和5（2023）年12月には気候変動等への対策をより強化するため、河川整備（護岸や調節池等）の更なる推進をはじめとした風水害への備えなどの対策を盛り込んだ「TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I」を公表している。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正

新たに策定された東京都環境基本計画で掲げた令和 32（2050）年の CO₂ 排出実質ゼロ、令和 12（2030）年までのカーボンハーフの達成に向け、東京において地産地消のエネルギー源でもある再エネ導入の最大化を図るために、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が令和 5（2023）年 10 月 13 日に改正され、公布された。今回の改正で、建物が多い大都市東京ならではの強みである電力を生み出す大きなポテンシャルを持つ「屋根」を最大限活用し、再エネ導入の加速化を図るため都内新築物件への太陽光パネル設置が義務化された。これまで制度的枠組みがなかった中小規模の新築建物に対する新制度を創設し、業務・産業・家庭部門における建物の脱炭素化を強力に進めていくものとしている。



図 東京都健康安全確保条例による制度の強化・拡充

出典：CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL
～未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京へ～（2024年9月）（東京都）

ウ. 資源循環対策

（ア）資源循環対策についての国際的な動向

●海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する条例

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしており、国際的な条約締結に向けた動きが活発化している。

リサイクルできずに海洋投棄されるプラスチックごみ問題の顕在化を受けて、有害廃棄物の越境移動による環境汚染などを防ぐことを目的とする「バーゼル条約」において、「有害でないが汚れているプラスチックごみ」が令和元（2019）年の第 14 回締約国会議で規制対象物質に追加され、令和 3（2021）年から発効されている。

令和元（2019）年 6 月の「G20 大阪サミット」にて 2050 年までに海洋プラスチックごみ

による追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。令和 5（2023）年 5 月の「G7 広島サミット」では、2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心的な目標が合意されている。

令和 4（2022）年 2 月から 3 月にかけて開催された「第 5 回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）」において、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会(INC)を立ち上げる決議が採択され、条約の策定に係る作業を令和 6（2024）年度末までに完了することが予定されていたが、令和 6（2024）年 12 月に 2025 年の再開セッションで交渉を続けることとなった。

（イ）資源循環対策についての国内の動向

●第五次循環型社会形成推進基本計画

気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決する、循環経済への移行に向けた国家戦略として、令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された。

ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげる『循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり』など 5 つの柱（重点分野）を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和 12（2030）年度を目標年次として、循環型社会の全体像に関する指標と、5 つの柱（重点分野）別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されている。

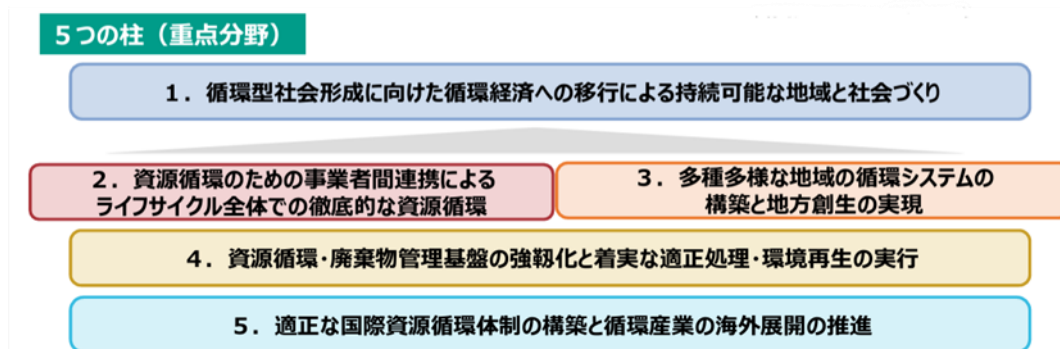


図 第五次循環型社会形成推進基本計画の 5 つの柱（重点分野）

出典：第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）（環境省）

●資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の制定（再資源化事業等高度化法）

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、「再資源化事業等高度化法」が令和 6（2024）年 5 月に成立・公布された。

ネット・ゼロのみならず、経済安全保障（資源の安定供給の確保）や地方創生など社会的課題の解決への貢献や、再生材の質と量の確保を通じた資源循環の産業競争力の強化の重要性を背景に、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給（安定供給）されるよう、再

資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すために新たに制定された。

主な措置として、国による基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定・公表、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表と製造業者等とのマッチング機会の創出、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みの認定制度創設と認定事業者への廃棄物処理法の特例措置などにより、再資源化の促進と再資源化事業等の高度化を促進し、全体的な底上げを図っていくものとなっている。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和元（2019）年に、3 R + Renewable の基本原則と、6 つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた「プラスチック資源循環戦略」が策定されている。

令和 3（2021）年 6 月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」）が成立し、令和 4（2022）年 4 月に施行された。

本法律により市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備された。市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならない、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の 2 つの方法で再商品化することが可能となった。

- （1）容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法
- （2）市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法

令和 6（2024）年 5 月までに、16 自治体が最商品化計画の認定を受け、再商品化事業者と連携してプラスチックごみの再商品化を行っている。

また、製造・販売事業者等においても自主回収・再資源化可能となる制度が整備されている。

出典：再商品化計画認定自治体一覧（環境省）

●食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」）が令和元（2019）年に制定され、施行されている。

また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月 12 日公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減するとの目標が定められており、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月 31 日に閣議決定）では、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進することとなっている。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組みを実施している。

日本では令和 4（2024）年度に、約 472 万トンの食品ロスが発生したと推計されており、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は 236 万トン（前年度比▲43 万トン）、家庭から発生する家庭系食品ロス量は 236 万トン（前年度比▲8 万トン）で、2030 年度までに 2000 年度比で半減（547 万トン→273 万トン）するという事業系食品ロス削減目標が達成されている。

出典：食品ロス量（令和 4 年度推計値）（農林水産省）

（ウ）資源循環対策についての東京都の動向

●ゼロエミッション東京戦略・ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

東京都では、令和元（2019）年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、資源循環分野を気候変動対策に位置付け、3R の推進、プラスチック対策、食品ロス削減対策が政策として掲げられている。2050 年の目指すべき姿として、3R の推進では「持続可能な資源利用が定着」、プラスチック対策では「CO₂実質ゼロのプラスチック利用（カーボン・クローズド・サイクル）、食品ロス削減では「食品ロス発生量実質ゼロ」が掲げられている。

●東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都の廃棄物行政の基本的な方向を示す計画として、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げた、新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が令和 3（2021）年 9 月に改定された。

カーボンハーフの表明などをふまえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、健全で信頼される静脈ビジネスの発展などが盛り込まれている。

●プラスチックの削減

「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」が策定され、2030 年の目標として、「ワンウェイプラスチックを累積で 25%削減」、「プラスチック製容器包装の 6 割をリユース・リサイクル等」の国の目標のほか、都の独自の目標として「家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を 40%削減」を掲げ、目標達成に向けた具体的な施策を示している。

また、使い捨てプラスチックの大幅なリデュース・リユースや、バージン資源と同等の樹脂に戻す水平リサイクルの実装化を推進するため、令和 3（2021）年度から革新的技術・ビジネス推進プロジェクトとして、社会実装を目指して事業に着手する事業者を公募選定し、共同で事業を実施している。

●東京都食品ロス削減推進計画

東京都では、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」令和 3（2021）年 3 月に策定している。「2030 年までに、2000 年度比で食品ロス発生量を半減させること」を目標に掲げ、1.発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ、2.先進技

術を活用した食品ロスの削減、3.フードサプライチェーンにおける取組の推進、4.未利用食品の有効活用の推進有効活用、5.食品リサイクルの推進を進めていくこととしている。

●TOKYO サーキュラーエコノミーアクション

東京都では、都民・事業者・関係団体・自治体等が一体となって、サーキュラーエコノミーへの移行を実現する活動として、サーキュラーエコノミーアクションを展開している。令和4（2022）年4月に「東京サーキュラーエコノミー推進センター」を開設し、資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付け、使い捨てプラスチックや食品ロスの削減に向けた具体的な方策の助言や、事業者間のマッチングを行っている。

また、サーキュラーエコノミーへの移行推進事業、小売ロス削減総合対策事業等事業者向けの補助事業や、プラ製容器包装等・再資源化支援事業等区市町村への補助事業を実施している。

エ. 自然共生・生物多様性の確保

（ア）自然共生・生物多様性の確保についての国際的な動向

●昆明・モントリオール生物多様性枠組

令和4年（2022）12月にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部」において、愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

枠組のなかには、2050年ビジョン『自然と共生する世界』とビジョン達成のための4つの2050年ゴール、その達成のための2030年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる』と、2030年ミッション達成のための23の2030年ターゲット（世界目標）が盛り込まれている。2030年ミッションは、『ネイチャーポジティブ』の考え方となっており、実質的に国際目標として掲げられる形となった。

2030年ターゲットには、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域と OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）で保全・管理する「30 by 30 目標」や、劣化した生態系の30%の回復、外来種の導入率・定着率の50%以上削減、農薬・化学物質によるリスクの半減など具体的な数値目標のほか、自然を活用した解決策（NbS）、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進などがあげられている。

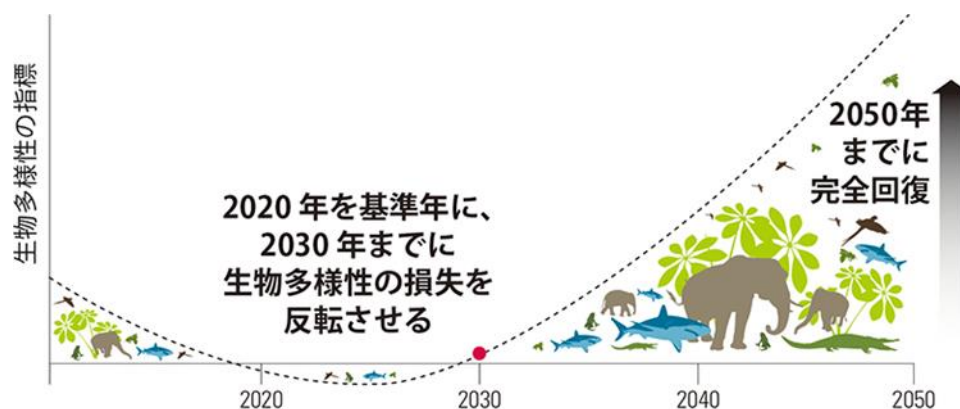


図 ネイチャーポジティブ

出典：「生きている地球レポート 2022」（WWF ジャパン）

(イ) 自然共生・生物多様性の確保についての国内の動向

●生物多様性国家戦略と 30 by 30

新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030 年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、令和 5（2023）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定された。

2030 年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、生物多様性の損失と気候危機の「2 つの危機」への対応、30by30 目標の達成等の取組による生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するための 5 つの基本戦略と「30 by 30 目標」を含めた 15 の状態目標、25 の行動目標が示された。

なお、「30 by 30 目標」の達成に向けて、「30 by 30 ロードマップ」が令和 4（2022）年 4 月に策定され、自然保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を「自然共生サイト」に認定する制度が創設されている。

●地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

（生物多様性増進活動促進法）の制定

ネイチャーポジティブの実現に向け、企業や自治体等による地域における生物多様性の増進（生物多様性を維持し、回復し、又は創出すること）のための活動を促進するため、計画認定制度や協定制度等を定める「生物多様性増進活動促進法」が令和 6（2024）年 4 月に公布され、令和 7（2025）年 4 月に施行した。

新たに創設された「増進活動実施計画等の認定制度」では、企業等の取組のほか、市町村が地域の多様な主体と連携して行う活動も対象となっており、認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できることとなっている。

令和 6（2024）年 12 月に「地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針」が公布された。



図 生物多様性維持協定

出典：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律について（環境省）

●都市緑地法等の一部を改正する法律

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が令和 6（2024）年 5 月に公布された。都市における緑地の質・量両面での確保や再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するための地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みを構築するものとなっている。

本法律に基づき、国は新たに「緑の基本方針」を策定し、都道府県は「緑の広域計画」を策定することとなるほか、都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」が位置付けられることとなる。また、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）が「機能維持増進事業」として位置付けられ、緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設、民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度と都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業に係る認定制度が創設される。

（ウ）自然共生・生物多様性の確保についての東京都の動向

●東京都生物多様性地域戦略・東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2024

生物多様性基本法に基づく地域戦略であり、都内における「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画として、令和 5（2023）年 4 月に「東京都生物多様性地域戦略」が改定され、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」が策定された。

地域戦略では、2050 年の将来像とその実現のための 2030 年目標としてネイチャーポジティブの実現が掲げられ、3 つの基本戦略、4 つの行動目標、10 の行動方針が示されている。

令和 6（2024）年 7 月には、取組を強化した「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2024」が策定された。

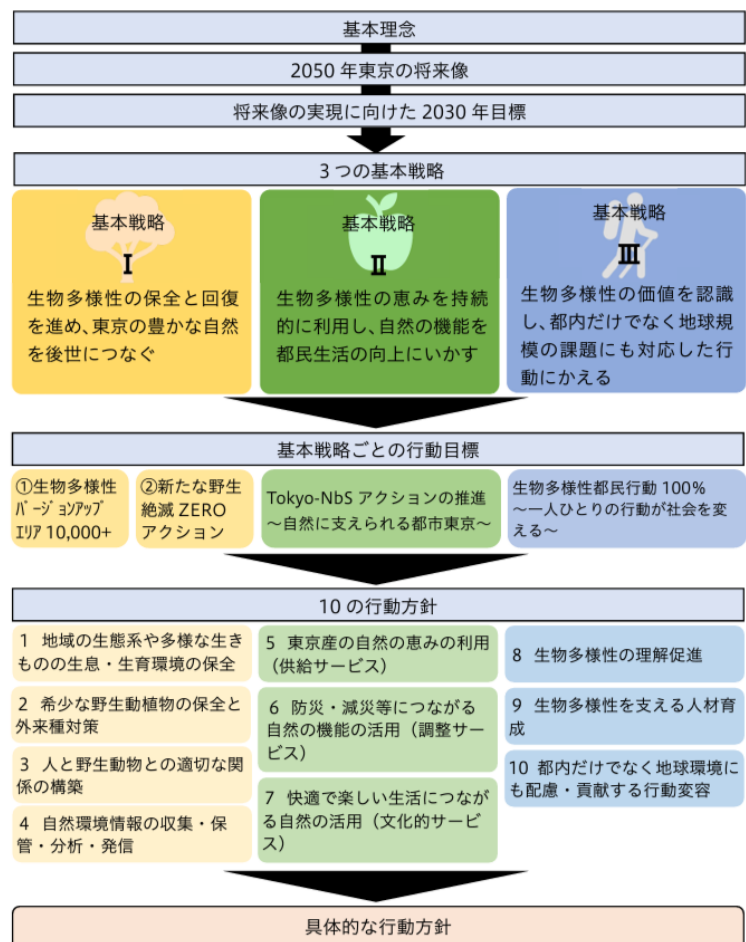


図 東京都生物多様性地域戦略の取組体系

オ. 生活環境の保全・環境リスク管理

●有機フッ素化合物（PFAS）に対する対応

有機フッ素化合物（PFAS）は、自然界で分解されにくく、人体や環境中に長く残るため「フォーエバー・ケミカル（永遠の化学物質）」とも呼ばれ、工場排水などから土壌を汚染し、地下水や河川水に浸透することで水道水にも含まれる可能性がある。一部の PFAS には発がん性や子どもの成長への影響など有害性が指摘されており、長期間体内に蓄積することで健康被害が懸念されている。

日本では PFAS のうち、PFOS や PFOA が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）で「第一種特定化学物質」として規制されていることから、水道水には暫定目標値 50ng/L が設定され、地方自治体による水質モニタリングが進められている。

近年、国の目標値を超える値が相次いで検出されており、目標値の引き上げと法的基準化、影響の把握や水質改善のための技術支援など、対応に向けた検討が国において進められている。

カ. 環境教育・環境学習

●環境教育等の促進に関する基本的な方針の変更

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（環境教育等の促進に関する基本的な方針）が変更され、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された。

2050 年カーボンニュートラルの実現をはじめとした公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくため、①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性を示したものとなっている。

主な変更点として以下があげられている。

- 環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと。
- 環境教育で特に重視すべき方法として、体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや ICT を活用した学びの実践を、学校、地域、企業等の様々な場で推進すること。
- 学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ること。
- これらを推進する具体的な方策の一つとして、中間支援組織の強化等を掲げ、ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）及び地方環境パートナーシップオフィス（EPO）等の既存の中間支援組織の活用を図ること。